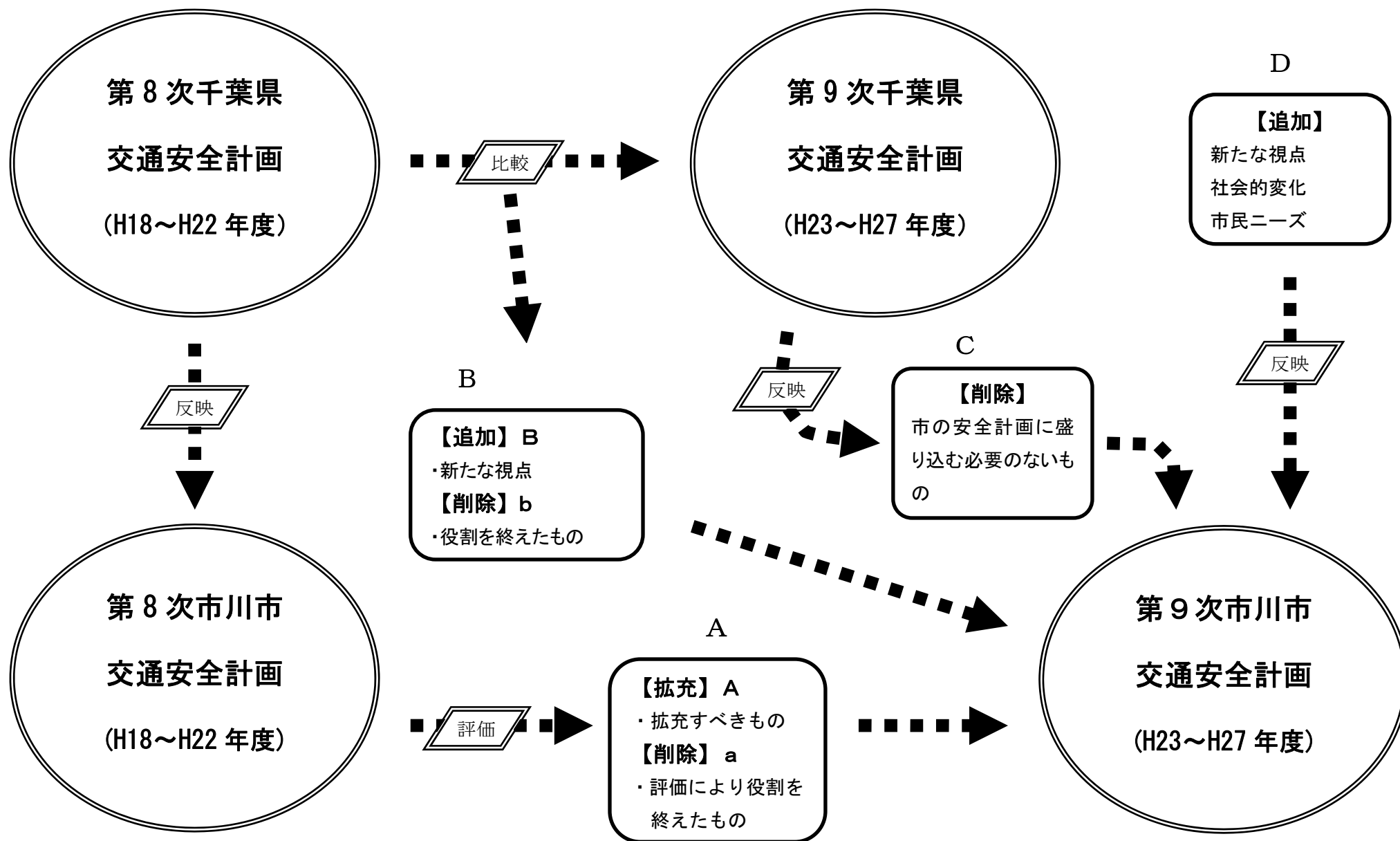


第9次市川市交通安全計画の策定の考え方（概念図）



※項目ごとの対比を明確化するため、一部番号順が異なるになっている箇所がございます。ご了承下さい。

第9次千葉県交通安全計画	← 第8次千葉県交通安全計画	第8次市川市交通安全計画	第9次市川市交通安全計画(案)	→
計画の基本的な考え方	計画の基本的な考え方	計画の基本的な考え方	計画の基本的な考え方	
第1編 道路交通の安全	第1編 道路交通の安全		第1編 道路交通の安全	
第1章 道路交通安全の目標等	第1章 道路交通安全の目標等	交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	第1章 道路交通安全の目標等	
1 道路交通事故のすう勢等	1 道路交通事故のすう勢等	1 道路交通事故のすう勢	1 道路交通事故のすう勢等	
(1) 道路交通事故の現状	(1) 道路交通事故の現状	(1) 道路交通事故の現状	(1) 道路交通事故の現状	
(2) 交通死亡事故の特徴	(2) 交通死亡事故の特徴	(2) 道路交通を取り巻く状況の展望と見通し	(2) 交通事故の特徴	B
(3) 交通事故死者数が減少している理由	(3) 交通事故死者数が減少している理由			
2 交通安全計画における目標	2 交通安全計画における目標	2 交通安全計画における目標	2 交通安全計画の目標	
交通事故死者数 150人以下	交通事故死者数 245人以下	交通事故死者数 9人以下	交通事故死者数 4人以下	
交通事故死傷者数 2万5千人以下	交通事故死傷者数 4万人以下	交通事故死傷者数 2,350人以下	交通事故死傷者数 1140人以下	
第2章 道路交通安全についての対策	第2章 道路交通安全についての対策	3 道路交通安全についての対策	第2章 道路交通安全についての対策	
第1節 今後の道路交通交通安全対策の方向	第1節 今後の道路交通交通安全対策の方向		第1節 今後の道路交通交通安全対策の方向	
第1の視点 高齢者・子どもの安全確保	(1) 少子高齢社会への対応	(1) 少子高齢社会への対応	第1の視点 高齢者・子どもの安全確保	
第2の視点 歩行者・自転車の安全確保	(2) 歩行者の安全確保	(2) 歩行者の安全確保	第2の視点 歩行者・自転車の安全確保	B
第3の視点 生活道路・幹線道路における安全確保	(3) 県民一人ひとりの意識改革	(3) 市民一人ひとりの意識改革	第3の視点 生活道路・幹線道路における安全確保	B
第4の視点 地域でつくる交通安全の推進	(4) ITの活用		第4の視点 地域でつくる交通安全の推進	B
第2節 道路交通安全の施策	第2節 道路交通安全の施策	第1編 道路交通安全の施策	第2節 道路交通安全の施策	
第1の柱 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚	1 県民一人ひとりの交通安全意識の醸成	第1部 市民一人ひとりの交通安全意識の醸成	第1の柱 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	
(1) 県民総参加でつくる高齢者交通安全の推進	(1) 県民総参加でつくる高齢者交通安全の推進	1 市民参加による交通安全の推進	(1) 市民参加でつくる交通安全の推進	
①千葉県交通安全対策推進委員会の活動の推進	①千葉県交通安全対策推進委員会の活動の推進			C
②交通安全推進隊の育成	②交通安全推進隊の育成			C
③交通安全の日における活動の推進	③交通安全の日における活動の推進	(1) 交通安全の日における活動の推進	①交通安全の日における活動の推進	B
④交通安全に関する情報提供の推進	④交通安全に関する情報の提供	(3) 交通安全に関する情報提供の推進	②交通安全に関する情報提供の推進	B
⑤県民の意見を反映した交通安全の推進	⑤県民の意見を反映した交通安全の推進	(4) 市民の意見を反映した交通安全の推進	③市民の意見を反映した交通安全の推進	B
⑥交通安全団体への支援等	⑥交通安全団体への支援等	(5) 交通安全団体への支援等	④交通安全団体の支援等	B
		(2) 関係機関・団体等における活動の推進		
(2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	(2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	(6) 市民参加型交通安全対策の推進	⑤市民参加型交通安全対策の推進	A
①高齢者を事故から守る地域づくりの推進	①高齢者を事故から守る地域づくりの推進	2 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	(2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	
②高齢者の自主的な交通安全活動の促進		(1) 高齢者を事故から守る地域づくりの推進	①高齢者宅の訪問活動の推進	A
		(2) 三世代交流子通安全教育の推進	②三世代交流子通安全教育の推進	A
			③運転免許自主返納者に対する優遇措置	D
(3) 飲酒運転の根絶	(3) 飲酒運転の根絶	3 飲酒運転の根絶	(3) 飲酒運転の根絶	
①職場・家庭等における飲酒追放運動の展開	①職場・家庭等における飲酒追放運動の展開	(1) 職場・家庭等における飲酒追放運動の展開	①職場・家庭等における飲酒運転の追放運動の展開	B
	②飲食店と連携したキャンペーン等の実施	(2) 飲食店と連携したキャンペーン等の実施		b
	③職場における運転前飲酒検査等の促進	(3) 職場における運転前飲酒検査等の促進		a
	④NPO等と協働した講習会の開催			C
②「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり			②「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり	B
(4) 自転車の安全利用の推進	(4) 自転車の安全利用の推進	4 自転車の安全利用の推進	(4) 自転車の安全利用の推進	
①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	(1) 自転車の安全利用に係る広報活動の推進	①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	B
②自転車の点検整備の促進	②自転車の点検整備の促進	(2) 自転車の点検整備の促進	②自転車の点検整備・保険加入の促進	B
③自転車安全整備制度(TSマーク制度)の普及促進	③自転車安全整備制度(TSマーク制度)の普及促進	(3) 自転車安全整備制度(TSマーク制度)の普及促進	③自転車安全整備制度(TSマーク制度)の普及促進	B
④反射材の普及	④反射材の普及	(4) 反射材の普及	④反射材の普及	B
⑤自転車用警告書(イエローカード)等による自転車利用者の指導、取締りの実施	⑤自転車用警告書(イエローカード)等による自転車利用者の指導、取締りの実施		⑤自転車安全利用指導員による指導・警告の実施	D
⑦幼児用ヘルメットの普及促進	⑥幼児用ヘルメットの普及促進		⑥自転車乗用ヘルメットの着用推進	D
⑧スマートサイクルちばの推進				C
⑧幼児二人同乗用自転車の普及促進			⑦幼児二人同乗用自転車の普及促進	B
(5) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(5) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	5 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(5) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
①交通安全運動の推進	①交通安全運動の推進	(1) 交通安全運動の推進	①交通安全運動の推進	B
②交通安全に関する広報の推進	②交通安全に関する広報の推進	(2) 交通安全に関する広報の推進	②交通安全に関する広報の推進	B
③シートベルト及びチャイルドシートベルト着用の徹底	③シートベルト及びチャイルドシートベルト着用の徹底	(3) シートベルト及びチャイルドシートベルト着用の徹底	③シートベルトチャイルドシートベルトの着用の徹底	B

※項目ごとの対比を明確化するため、一部番号順が異なるになっている箇所がございます。ご了承下さい。

第9次千葉県交通安全計画	←	第8次千葉県交通安全計画	第8次市川市交通安全計画	第9次市川市交通安全計画(案)	→
④その他の普及活動の推進	B				
(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	6 段階的な交通安全教育の推進	(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
①幼児に対する交通安全教育		①幼児に対する交通安全教育	(1) 幼児に対する交通安全教育	①幼児に対する交通安全教育	B
②児童に対する交通安全教育		②児童に対する交通安全教育	(2) 児童・生徒等に対する交通安全教育	②児童に対する交通安全教育	B
③中学生に対する交通安全教育		③中学生に対する交通安全教育		③中学生・高校生に対する交通安全教育	B
④高校生に対する交通安全教育		④高校生に対する交通安全教育			B
⑤成人に対する交通安全教育		⑤成人に対する交通安全教育	(3) 成人に対する交通安全教育	④成人に対する交通安全教育	A
⑥高齢者に対する交通安全教育		⑥高齢者に対する交通安全教育	(4) 高齢者に対する交通安全教育	⑤高齢者に対する交通安全教育	A
⑦障害者に対する交通安全教育		⑦障害者に対する交通安全教育		⑥その他の対象への交通安全教育	B
⑧電動車いす利用者に対する交通安全教育		⑧電動車いす利用者に対する交通安全教育			C
⑨福祉車両運転者に対する交通安全教育		⑨福祉車両運転者に対する交通安全教育			C
⑩外国人に対する交通安全教育		⑩外国人に対する交通安全教育			C
			(5) 自転車利用者に対する交通マナーの徹底		
(7) 効果的な交通安全教育の推進		(7) 効果的な交通安全教育の推進	(6) 効果的な交通安全教育の推進	(7) 効果的な交通安全教育の推進	
①交通安全教育指導者の育成		①交通安全教育指導者の育成	①交通安全教育指導者の育成	①交通安全教育指導者の育成	A
②交通安全教育推進の支援		②交通安全教育推進の支援	②交通安全教育の推進	②交通安全教育の推進	A
第2の柱 安全運転の確保		2 安全運転の確保			C
(1) 運転者教育等の充実		(1) 運転者教育等の充実			C
(2) 運転免許業務のサービス向上		(2) 運転免許業務のサービス向上			C
(3) 運転管理の推進及び運行管理の充実		(3) 運転管理の推進及び運行管理の充実			C
(4) 交通労働災害の防止等		(4) 交通労働災害の防止等			C
(5) 道路交通に関する情報の充実		(5) 道路交通に関する情報の充実			C
第3の柱 道路交通環境の整備		3 道路交通環境の整備	第2部 道路交通環境の整備	第2の柱 道路交通環境の整備	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備		(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
①生活道路における交通安全対策の推進		①生活道路における交通安全対策の推進	(1) 生活道路における交通安全対策の推進	①生活道路における交通安全対策の推進	A
②バリアフリー化など歩行空間等の整備		②バリアフリー化など歩行空間等の整備	(2) バリアフリー化など歩行空間等の整備	②バリアフリー化など歩行空間等の整備	A
③無電柱化の推進	B			③無電柱化の推進	B
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	B	(2) 道路ネットワークの整備と高速道路等の利用促進		(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	
④適切に機能分担された道路網の整備		①適切に機能分担された道路網の整備		②適切に機能分担された道路網の整備	B
⑦道路改築による道路交通環境の整備		②道路改築による道路交通環境の整備	2 改良による道路交通環境の整備	③道路改築による道路交通環境の整備	B
⑤高速道路等の利用促進		③高速道路等の利用促進	(1) 改良による道路交通環境の整備		C
①成果を上げるマネジメントの推進	B			①事故危険箇所対策の推進	C
②事故危険箇所対策の推進	B				B
③幹線道路における交通規制	B				C
⑥高速道路等における事故防止対策の推進	B				C
⑧交通安全施設等の高度化	B				C
(3) 交通安全施設等の整備促進		(3) 交通安全施設等の整備促進	3 交通安全施設等の整備	(3) 交通安全施設等の整備促進	
①効果的な交通安全施設等の整備	B	①歩行者等の安全通行の確保	(1) 歩行者等の安全通行の確保	①効果的な交通安全施設等の整備	B
②生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進	B	②国道・県道等における交通の安全と円滑の確保		②生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進	B
③交差点・カーブ対策の推進	B	③IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現		③交差点・カーブ対策の推進	B
④夜間事故防止対策の推進	B			④夜間事故防止対策の推進	B
(4) 効果的な交通規制の推進		(4) 効果的な交通規制の推進			C
	b	(5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備			
	b	(6) 効果的で重点的な事故対策の推進			
	b	(7) 高速道路等における事故防止対策の推進			
(6) 高度な道路交通システムの活用		(8) 高度な道路交通システムの活用			C
		(9) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	4 安全で円滑かつ快適な道路交通環境の整備		
	b	①円滑・快適で安全な道路交通環境の整備			
	b	②道路の使用及び占用の適正化等	(1) 道路の使用及び占用の適正化等		
(5) 自転車利用環境の総合的整備		③自転車利用環境の総合的整備	(2) 自転車利用環境の総合的整備	(4) 自転車利用環境の総合的整備	
①自転車通行環境の整備	B	ア自転車道の整備等		①自転車通行環境の整備	B
	b	イ自転車等駐車場の整備	①自転車等駐車場の整備促進	②自転車等駐車場の整備促進	A

※項目ごとの対比を明確化するため、一部番号順が異なるになっている箇所がございます。ご了承下さい。

第9次千葉県交通安全計画	←	第8次千葉県交通安全計画	第8次市川市交通安全計画	第9次市川市交通安全計画(案)	→
②駐輪秩序の確立		ウ駐輪秩序の確立	④駐輪秩序の確立	⑤駐輪秩序の確立	B
③駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施		エ駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施	⑤駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施	⑥駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施	B
			②街頭指導員の配置	③街頭指導員の配置	A
			③放置自転車の撤去	④放置自転車の撤去	A
(7) 交通需要マネジメントの推進		(10) 交通需要マネジメントの推進		(5) 交通需要マネジメントの推進	
(9) 総合的な駐車対策の推進		(11) 総合的な駐車対策の推進	5 駐車施設の整備推進等	(7) 総合的な駐車対策の推進	B
①秩序ある駐車場の推進		①秩序ある駐車場の推進	(1) 公共的駐車施設の整備推進	①公共交通機関利用の促進	a
②違法駐車対策法制の推進	B	②新たな違法駐車対策法制による違法駐車対策	(2) 民間駐車場の整備促進	②既存駐車施設の有効利用	a
④駐車場等の整備		③駐車場等の整備	(3) 市街地再開発事業等による駐車場整備の推進	①市街地再開発事業等による駐車場整備の推進	A
⑤違法駐車締め出し機運の醸成・高揚		④違法駐車締め出し機運の醸成・高揚	(4) 既存駐車施設の有効利用	②既存駐車施設の有効利用	A
③高齢運転者等専用駐車区間制度の円滑な導入	B			③高齢運転者等専用駐車区間制度の円滑な導入	B
⑥駐車対策の推進	B				C
(8) 災害に備えた道路交通環境の整備		(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	6 災害発生に備えた道路交通環境の整備	(6) 災害に備えた道路交通環境の整備	
①災害に備えた道路の整備		①災害に備えた道路の整備	(1) 災害発生に備えた安全の確保	①災害に備えた道路の整備	B
②災害に強い交通安全施設等の整備		②災害に強い交通安全施設等の整備		②災害発生時における交通規制	C
③災害発生時における交通規制		③災害発生時における交通規制	(2) 災害発生時における交通規制等		B
④災害発生時における情報提供の充実		④災害発生時における情報提供の充実			C
⑤道路情報モニターの活用	B				C
(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	7 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
①道路の使用及び占用の適正化等		①道路法に基づく通行の禁止又は制限	(1) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	①道路の使用及び占用の適正化等	B
②休憩施設等の整備		②子どもの遊び場等の確保	(2) 子どもの遊び場等の確保	②子どもの遊び場等の確保	C
③子どもの遊び場等の確保		③無電柱化の推進	(3) 無電柱化の推進	③道路法に基づく通行の禁止又は制限	B
④道路法に基づく通行の禁止又は制限	B				B
(10) 道路交通情報の充実	B				C
第4の柱 車両の安全性の確保		4 車両の安全性の確保			
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実		(1) 自動車の検査及び点検整備の充実			C
(2) 高齢者にやさしい自動車開発推進知事連合への参加	B				C
第5の柱 道路交通秩序の維持		5 道路交通秩序の維持	第3部 道路交通秩序の維持	第3の柱 道路交通秩序の維持	
(1) 交通の指導取締りの強化等		(1) 交通の指導取締りの強化等	1 暴走族対策の強化	(1) 暴走族対策の強化	C
(2) 交通事故事件及び特殊犯罪捜査体制の強化		(2) 交通事故事件及び特殊犯罪捜査体制の強化	(1) 家庭、学校等における少年指導の充実	①暴走族追放機運の高揚等	C
(3) 暴走族対策の強化		(3) 暴走族対策の強化	(2) 関係機関との連携による地域活動の推進	②暴走行為をさせないための環境づくり	B
①暴走族追放機運の高揚等		①暴走族追放機運の高揚等		③指導取締りの強化	B
②暴走行為をさせないための環境づくり		②暴走行為をさせないための環境づくり		④迅速な行政処分	B
③指導取締りの強化		③指導取締りの強化			C
④迅速な行政処分		④迅速な行政処分			C
第6の柱 救助・救急活動の充実		6 救助・救急活動の充実	第4部 救助・救急活動の充実	第4の柱 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備		(1) 救助・救急体制の整備	1 救助・救急体制の整備	(1) 救助・救急体制の整備	
①救助体制の整備・拡充		①救助体制の整備・拡充	(1) 集団救助・救急体制の整備	①大規模事故における広域応援体制の整備	C
②大規模事故における広域応援体制の整備	B	②集団救助・救急体制の整備	(2) 住民に対する心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発	②心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	B
③心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進		③心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	(3) 救急救命士の養成・配置等の推進	③救急救命士の養成・配置等の促進	B
④救急救命士の養成・配置等の促進		④救急救命士の養成・配置等の促進	(4) 救急・救急機材の整備	④救助・救急施設の整備の推進	B
⑤救助・救急施設の整備の推進		⑤救助・救急施設の整備の推進	(5) 救助・救急隊員の教育訓練の充実	⑤救助隊員及び救急隊員お教育訓練の充実	B
⑥救助隊員及び救急隊員お教育訓練の充実		⑥救助隊員及び救急隊員お教育訓練の充実			B
⑦高速道路における救急業務実施体制の整備		⑦高速道路における救急業務実施体制の整備			C
⑧緊急通報システムの拡充		⑧緊急通報システムの拡充			C

※項目ごとの対比を明確化するため、一部番号順が異なる箇所がございます。ご了承下さい。

第9次千葉県交通安全計画	←	第8次千葉県交通安全計画	第8次市川市交通安全計画	第9次市川市交通安全計画(案)	→
(2) 救急医療体制の整備		(2) 救急医療体制の整備	2 救急医療体制の整備	(2) 救急医療体制の整備	
①救急医療機関等の整備		①救急医療機関等の整備		①救急医療機関等の整備	B
③救急医療情報システムの充実強化		②救急医療情報システムの充実強化			
④救急医療従事者の養成等		③救急医療従事者の養成等			
⑤ドクターヘリ事業の推進		④ドクターヘリ事業の推進			
②救急搬送地域支援事業(救急コーディネート)の実施	B				C
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等		(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	3 救急関係機関の協力関係の確保等	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	
第7の柱 被害者支援の推進		7 被害者支援の推進	第5部 交通事故被害者等に対する支援	第5の柱 被害者支援の推進	
(1) 交通事故被害者支援の充実強化		(1) 交通事故被害者支援の充実強化		(1) 交通事故相談の充実	A
①自動車事故被害者等に対する援助措置の充実		①自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	1 交通事故相談活動の充実		
②交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進		②交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進			
(2) 自動車損害賠償保障制度の充実等		(2) 自動車損害賠償保障制度の充実等			
(3) 損害賠償の請求についての援助等		(3) 損害賠償の請求についての援助等			
第8の柱 交通事故調査・分析の充実		8 交通事故調査・分析の充実	第6部 道路交通事故の総合的な調査研究の推進	第6の柱 交通事故調査・分析の充実	
(1) 交通事故多発箇所の共同現地診断		(1) 交通事故調査・分析の充実	1 交通事故多発箇所の共同現地診断	(1) 交通事故多発箇所の共同現地診断	B
(2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断		①交通事故多発箇所の共同現地診断			
(3) 交通事故データ解析等統計分析の高度化		②交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断	2 シートベルト着用率調査		
(4) 交通事故調査委員会の効果的運用		③交通事故データ解析等統計分析の高度化			
		④事故調査委員会の効果的運用			
第2編 鉄道交通の安全		第2編 鉄道交通の安全		第2編 鉄道交通の安全	
第1章 鉄道交通安全の目標等		第1章 鉄道交通安全の目標等		第1章 鉄道交通安全の目標等	
1 鉄道事故のすう勢等		1 鉄道事故のすう勢等		1 鉄道事故件数の推移	B
2 交通安全基本計画における目標		2 交通安全基本計画における目標		2 交通安全基本計画における目標	B
第2章 鉄道交通の安全についての対策		第2章 鉄道交通の安全についての対策		第2章 鉄道交通の安全についての対策	
第1節 今後の鉄道交通安全対策の方向		第1節 今後の鉄道交通安全対策の方向		第1節 鉄道交通安全の施策	
第2節 鉄道交通安全の施策		第2節 鉄道交通安全の施策			
第1の柱 鉄道交通環境の整備		1 鉄道交通環境の整備		(1) 鉄道施設等の安全性の向上	B
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	B	(1) 鉄道施設の点検と整備			C
(2) 運転保安設備等の整備	B	(2) 運転保安設備の整備			
		(3) 鉄道構造物の耐震性の強化			
第3の柱 鉄道の安全な運行の確保		2 鉄道の安全な運行の確保			
(1) 運転士の資質の保持	B	(1) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上			C
第2の柱 鉄道交通の安全に関する知識の普及		(2) 列車の運行及び乗務員等の管理の改善		(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	B
(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施	B	(3) 鉄道交通の安全に関する知識の普及			C
(3) 気象情報等の充実		(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施			C
(2) リスク情報の分析・活用	B	(5) 気象情報等の充実			C
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	B				C
第4の柱 鉄道車両の安全性の確保		3 鉄道車両の安全性の確保			
	b	(1) 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善			
	b	(2) 鉄道車両の検査の充実			
第5の柱 救助・救急活動の充実		4 救助・救急活動の充実		(3) 救助・救急活動の充実	B

※項目ごとの対比を明確化するため、一部番号順が異なる箇所がございます。ご了承下さい。

第9次千葉県交通安全計画	← 第8次千葉県交通安全計画	第8次市川市交通安全計画	第9次市川市交通安全計画(案)	→
第3編 踏切道における交通の安全	第3編 踏切道における交通の安全	第2編 踏切道における交通安全の施策	第3編 踏切道における交通の安全	
第1章 踏切道における交通安全の目標等	第1章 踏切道における交通安全の目標等		第1章 踏切道における交通安全の目標等	
1 踏切事故のすう勢等	1 踏切事故のすう勢等		1 踏切事故のすう勢等	B
2 交通安全基本計画における目標	2 交通安全基本計画における目標		2 交通安全基本計画における目標	B
第2章 踏切道における交通安全の対策	第2章 踏切道における交通安全の対策		第2章 踏切道における交通安全の対策	
第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向	第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向		第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向	
第2節 踏切道における交通安全の施策	第2節 踏切道における交通安全の施策	第1部 踏切道における交通安全の施策	第2節 踏切道における交通安全の施策	
第1の柱 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	1 踏切道事故のない社会		
(1) 踏切道の立体交差化	(1) 踏切道の立体交差化	(1) 踏切道の立体交差化	(1) 踏切道の立体交差化	A
(2) 踏切道の構造の改良の促進	(2) 踏切道の構造の改良の促進	(2) 踏切道の構造の改良の促進	(2) 踏切道の構造の改良の促進	A
第2の柱 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			
(1) 踏切保安設備等の整備	(1) 踏切保安設備等の整備			C
(2) 交通規制の実施	(2) 交通規制の実施			C
第3の柱 踏切道の統廃合の促進	3 踏切道の統廃合の促進			
第4の柱 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置			

パブリックコメントでの意見と市の考え方

- 意見提出人数 5名
 ○意見提出件数 14件
 ○意見提出方法 インターネット7件 用紙提出7件

番号	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	平成 20 年頃実施されていた、京成電鉄の立体化と沿線の街づくりの議論はその後どうなったのか。また、それはこの計画にどのように関連付けられているのか。	京成電鉄の立体化と沿線の街づくりの検討は現在も進めております。また、市内では都市計画道路の整備により、踏切道の立体交差化も進められています。このように、踏切道の踏切を除去することによる事故の減少が、交通安全に繋がることから、踏切道の立体交差化を交通安全の施策として本計画に位置付けるものであります。	無
2	交通事故死者数は、はっきりとゼロを目指すとするべきである。	交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」を目指してはおりますが、これを一朝一夕で実現するのは困難であるため、上位計画である千葉県計画を参考に今回の目標数値を掲げております。	無
3	自転車の安全利用に係る広報活動は、対象別の利用形態・特性に合わせて行った方が効果的である。	具体的な施策への提案として参考にさせていただきます。	無
4	児童、中高生に対する交通安全教育は、交通弱者を守るという点に焦点を当てて行ってほしい。	具体的な施策への提案として参考にさせていただきます。	無
5	市として具体的に何を行うのか、分かりやすく示してほしい。	本計画は交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、個別具体的な施策を記載するものではありません。	無
6	交通事故において、被害者に違反があった場合には、被害者側にも負担が必要であることを周知するなどして、交通安全の意識を生活の一般常識のレベルに引き上げる活動を行うべきである。	具体的な施策への提案として参考にさせていただきます。	無

7	住基カードに交通安全に関する行動情報を登録し、内容によって住民票の交付手数料の割引などの優遇措置を設けるなど、住基カードやエコボカードといったノベルティの活用を大に行ってほしい。	具体的な施策への提案として参考にさせていただきます。	無
8	第8次交通安全計画の内容と実績は、「白書」として閲覧できるか。	現在、市川市ホームページにて、第8次交通安全計画の実施状況と評価については掲載しておりますが、よりわかりやすいページ構成となるよう変更いたします。	無 (ただし、市ホームページの構成を変更)
9	第9次交通安全計画では、①自転車を運転する人への安全教育・広報強化②バリアフリー化(段差なし、電柱・標識なし)、歩道における不法占有物排除・撤去に期待している。	具体的な施策への提案として参考にさせていただきます。	無
10	方針、対策、方策を導くための現状の考察が不足しており、原因分析ができていない。	本計画は交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、詳細な分析は行っておりませんが、今後展開する具体の施策を定めるために、根拠となるデータ等をまとめた資料編を作成いたします。	無 (ただし、資料編を作成)
11	目標内容記述が希薄で具体的でない、明確さが欠けるので実行できない。	本計画は交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、個別具体的な施策を記載するものではありません。	無
12	表現がわかりにくいので改訂すべきところがある。また、具体的な記述とすべきところがある。	検討した結果、ご指摘に基づき本文を一部修正いたしました。また、本計画は交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、個別具体的な施策を記載するものではありません。	有
13	文脈が繋がらないところがあるので、改訂すべき。	検討した結果、ご指摘に基づき本文を一部修正いたしました。	有
14	表題(タイトル)と異なる内容の記載があるので、論旨がまとまらないところがある。	表題に関しましては、第9次千葉県交通安全計画等に基づき作成しており、検討いたしました結果、原文のままいたしました。	無

パブリックコメント 意見指摘箇所 詳細

1. 平成20年頃実施されていた、京成電鉄の立体化と沿線の街づくりの議論はその後どうなったのか。また、それはこの計画にどのように関連付けられているのか。

P.27 第3編 第2章 第2節(1)踏切道の立体交差化

2. 交通事故死者数は、はっきりとゼロを目指すとするべきである。

P.5 第1編 第1章 2 交通安全計画における目標

3. 自転車の安全利用に係る広報活動は、対象別の利用形態・特性に合わせて行った方が効果的である。

P.10 第1編 第2章 第2節 【第1の柱】
(4)自転車の安全利用の推進 ①自転車の安全利用に係る広報活動の推進

4. 児童、中高生に対する交通安全教育は、交通弱者を守るという点に焦点を当てて行ってほしい。

P.13 第1編 第2章 第2節 【第1の柱】
(6)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
① 幼児に対する交通安全教育 ② 児童に対する交通安全教育

5. 市として具体的に何を行うのか、分かりやすく示してほしい。

P.8～ 第1編 第2章 第2節 全体

6. 交通事故において、被害者に違反があった場合には、被害者側にも負担が必要であることを周知するなどして、交通安全の意識を生活の一般常識のレベルに引き上げる活動を行うべきである。

7. 住基カードに交通安全に関する行動情報を登録し、内容によって住民票の交付手数料の割引などの優遇措置を設けるなど、住基カードやエコポカードといったノベルティの活用を大に行ってほしい。

8. 第8次交通安全計画の内容と実績は、「白書」として閲覧できるか。

9. 第9次交通安全計画では、①自転車を運転する人への安全教育・広報強化
②バリアフリー化(段差なし、電柱・標識なし)、歩道における不法占有物排除・撤去に期待している。

10. 方針、対策、方策を導くための現状の考察が不足しており、原因分析ができていない。

P.3 第1編 第1章 1 道路交通事故のすう勢等

(1) 道路交通事故の現状～

P.3～4 (2) 交通事故の特徴

P.6 第1編 第2章 第1節 【第1の視点】高齢者・子どもの安全確保

それには、多様な高齢者の実像を踏まえた、(この語の示す内容が把握できない 確定的分析的な内容が必要)きめ細やかな総合的な交通安全対策を推進する必要がある。

さらに、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多い(具体的な内容表示、どのような状況か分析の記載が必要)ことから身近な地域における生活に密着した交通安全活動を推進する。

P.7 【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

生活道路を含めた市道等の道路における交通死亡事故件数の推移をみると、全死亡事故件数の減少傾向と比較して穏やかな減少となっており、生活道路の全死亡事故件数に占める割合は増加傾向にある。（**数値資料、グラフで説明すべき**）（**絶対値はどうなっているか 相対値だけの表現では不十分**）（**事故状況結果を示さないと対策方針が立たない**）このような状況を踏まえると、（**次の内容を導くための情報が示されていない 不十分**）今後は、生活道路において自動車の速度抑制（この対策だけとする状況説明がない）を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

【第4の視点】地域でつくる交通安全

市川市内の交通事故は、その約6割が自宅周辺の事故となっている。（**状況、原因分析 具体的な内容表示 必要**）

P.16 第1編 第2章 第2節 【第2の柱】道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

② バリアフリー※化など歩行空間等の整備

多くの人が通行する駅周辺を中心（**ここで事故が多いか 事実に沿っているか**）に、高齢者や障害者を含むすべての人々が安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間等の整備を推進する。

11. 目標内容記述が希薄で具体的でない、明確さが欠けるので実行できない。

P.5 第1編 第1章 2 交通安全計画における目標

市川市の究極の目標は、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である平成27年までに、以下の数値を本市の目標として取り組んでいく。（**分析が不明確な記述であるので、目標内容が希薄で具体的でない。**）

P.7 第1編 第2章 第1節 【第4の視点】地域でつくる交通安全

市川市内の交通事故は、その約6割が自宅周辺の事故となっている。

このように、交通事故は、市民の居住する身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要となる。 **(市内全域で行うべき対策で 総合的かつ長期的な施策が不明確)**

P.8 第1編 第2章 第2節

【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

ア 市民一人ひとりの活動の推進

交通安全は市民一人ひとりが自身の問題として考え、行動することが重要であることから、市民が家庭、学校、職場等において交通安全について語り、毎月10日の「交通安全の日」に、それぞれができる交通安全活動を積極的に実践するよう図る。 **(総合的かつ計画的に推進する具体的事項が必要 結果の把握も必要)**

また、自治会等が行なう防犯活動と連携・協働して交通安全運動を促進し、地域における交通事故防止を図る。 **(総合的かつ計画的に推進する具体的事項が必要 結果の把握も必要)**

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等は、それぞれが交通安全の日における交通安全活動のテーマを設定し、職場等においてそれぞれの特性を生かした各種施策を展開して、交通事故防止を図るよう取り組みを促進する。**(総合的かつ計画的に推進する具体的事項が必要 結果の把握も必要)**

P.9 ④ 交通安全団体等への支援等

ア 交通安全協会

一般ドライバーを会員とした交通安全協会は、地域における交通安全の中核として、交通安全運動をはじめ、交通安全教育・広報等の様々な活動を展開するなど、重要な使命と役割を担っている。このため、交通安全協会に対する必要な支援を行なうとともに、各種の交通安全活動が、より一層自主的かつ積極的に活動できるように協力する。**(総合的かつ計画的に推進する具体的事項が必要 結果の把握も必要)**

イ 地区安全運転管理者協議会

安全運転管理者協議会は、道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用している事業者が選任することを義務付けられた安全運転管理者によって組織された交通安全団体で、職域における交通安全を確保するため重要な使命と役割を担っている。

この活動を適正かつ効果的に運用するため密接な連携を図り、職域における安全運転管理の徹底を促進する。**(総合的かつ計画的に推進する具体的事項が必要 結果の把握も必要)**

⑤ 市民参加型交通安全対策の推進

市民が危ないと感じている情報と実際の事故データを統合した客観的なデータを活用した上で、交通安全対策を実施する地点、地域を決め、その地域住民の参加による交通安全対策を推進する。**(総合的かつ長期的な施策が不明確) (総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が不明確)**

P.10 (3) 飲酒運転の根絶

交通事故の更なる減少のためには、悪質で危険な犯罪である飲酒運転の根絶対策が必要不可欠であることから、運転手はもとより、酒類提供・販売組合、飲食店等酒類提供者が連携した飲酒運転根絶活動を行う環境づくりを進めていく必要がある。

については、飲酒運転根絶モデル地域を指定し、飲食店など地域で創意工夫による**(総合的かつ長期的な施策が不明確) (総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が不明確)** 飲酒運転をさせないための対策を実施するとともに、平成20年からモデル地域ごとに飲酒運転根絶のための協議会を設置し、飲食店に対する訪問活動や広報キャンペーン等を実施しており、飲酒運転に対する意識が一過性のものとならないよう、引き続き改正法の周知と飲酒運転根絶意識の徹底を図ることにより、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」社会環境づくりを推進する。

P.16 第1編 第2章 第2節

【第2の柱】道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化をはかるには、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の分離を図るため道路交通環境の整備が必要である。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、総合的な駐車対策を進める。

特に、道路交通においては、歩道の整備を積極的に実施するなど、通学路、

生活道路、市街地の幹線道路等において、人優先の交通安全対策を推進する。
(現状では、非常に困難な方法)(できる場所を策定、実施計画を立案とする。)

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路における歩行者及び車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取組みを推進する。**(具体的な内容表示 必要)(総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が不明確)**

② バリアフリー※化など歩行空間等の整備

多くの人が行き交う駅周辺を中心に、高齢者や障害者を含むすべての人々が安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間等の整備を推進する。
(具体的に実施できる場所を策定する計画立案を施策とすべき)(総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が不明確)

12. 表現がわかりにくいので改訂すべきところがある。また、具体的な記述とすべきところがある。

P.6 第1編 第2章 第1節 【第1の視点】高齢者・子どもの安全確保

高齢者の関係する交通事故が増加傾向にあり、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全に安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成(この内容を把握できない。具体的な内容表示で表現を変える必要)が必要である。それには、多様な高齢者の実像を踏まえた、きめ細やかな総合的な交通安全対策を推進する必要がある。

また、加齢による身体機能の変化にかかわらず、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、バリアフリー化された道路交通環境の形成(具体的な内容表示 必要)を図ることも重要である。

【第2の視点】 歩行者・自転車の安全確保

安全で安心な社会の実現を図るためには、(歩行者と車両の通路が共通である場合と具体的に記載すべき)自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子ども、障害者にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

P.7 【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

このような状況を踏まえると、今後は、生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、(具体的な内容表示 必要)生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

P.9 第1編 第2章 第2節

【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

⑤ 市民参加型交通安全対策の推進

市民が危ないと感じている情報と実際の事故データを統合した客観的なデータを活用した上で、交通安全対策を実施する地点、地域を決め、その地域住民の参加による交通安全対策を推進する。**(情報集約機能をどのように具体化するか明確に記載すべき)**

P.10 (2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

③ 運転免許自主返納に対する優遇措置

高齢運転者による交通事故の減少させるため、運転が困難になった高齢者の自主的な免許返納を促進させる優遇措置を施す。**(優遇措置 具体的な内容表示 必要)**

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であるが、近年、自転車の歩道での暴走や**乗車時携帯電話の使用**で**などの通行実態**、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっており、**自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっている。**

そこでまた、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図る。**(表現の簡素化例を文中上に示す)**

P. 11 ⑥ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進

転倒時に自ら防御姿勢を取ることが困難な幼児・児童等が転倒事故の際に頭部を負傷するリスクが高いことから、**万一**の事故の際に頭部への衝撃を緩和する自転車乗車用ヘルメットの着用等について広報するとともに、小学校等と連携して自転車乗車用ヘルメットの着用推進を図る。**(表現の簡素化例を文中 上に示す)**

⑦ 幼児二人同乗自転車の適正利用の推進

幼児二人同乗自転車による幼児二人同乗が法改正により認められたことから、**(保護者に対して)** 同自転車の安全利用に係る広報啓発活動を積極的に推進する。**(表現の変更例を文中 上に示す)**

P. 16～P. 17 第1編 第2章 第2節 【第2の柱】道路交通環境の整備

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

② 適切に機能分担された道路網の整備

基本的な交通の安全(内容が不明 記述表現の変更 必要)を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、(内容が不明 記述表現の変更 必要)他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

ア 地域間交流を支える道路の整備**(内容が不明 記述表現の変更 必要)**
渋滞対策をはじめ、日常生活に密着した道路などについて整備を推進する。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

① 自転車通行環境の整備

歩行者・自転車等の交通主体が安全に通行でき、かつ適切に共存できるよう、自転車歩行者道の整備等自転車の通行環境の整備を推進していく。**(内容があいまい、不明 記述表現の変更 必要)**

13. 文脈が繋がらないところがあるので、改訂すべき。

P. 6 第1編 第2章 第2節

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子ども、障害者にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められてい

る。

このような情勢等(文脈が繋がらない、上記の内容と関連がない 改訂案：
「この必要性」)を踏まえ人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の
幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるな
ど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。

P.7 第2章 第1節 【第4の視点】地域でつくる交通安全

また、飲酒運転の根絶を目指すには、(約6割が自宅周辺の事故と飲酒運転は内容と直接関連がないので不適當 または分析結果を示すべき)家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠であり、地域で協力して、飲酒運転の根絶を図っていく必要がある。

P.27 第3編 第2章 第1節

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであるため、立体交差化に向けた検討の交通安全対策を積極的に推進する。(記述が以下の内容と異なる 「検討」を削除 改訂案：立体交差化を積極的に推進する。)

14. 表題(タイトル)と異なる内容の記載があるので、論旨がまとまらないところがある。

P.6~P.7 第1編 第2章 第2節

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保

また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。(表題と異なる内容の記載 道路施設の改善の内容を記載すべき。)

このため、市では小学生から高齢者まで、心身の発達に応じた段階的な安全教育に加え、実際の自転車事故現場を再現する等の参加体験型の安全教育を取り入れ、伝聞知識ではない実体験に基づいた自転車をもつ危険性の習得を図る事業の導入を検討する。(表題と異なる内容の記載)

さらに、駅前や繁華街の放置自転車の問題に対しては、自転車駐車場の整備等、放置自転車対策を進める。(表題と異なる内容の記載)

P.17 第1編 第2章 第2節

【第2の柱】道路交通環境の整備

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

② 適切に機能分担された道路網の整備

イ 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、交通の効果的な配分を行い、都市部における道路の著しい混雑、**(この内容と表題の関連がない 不适当で削除)**交通事故の多発などの防止を図る。

③ 道路改築による道路交通環境の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通**(この内容と表題の関連がない 不适当で削除)**を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を積極的に推進する。

P.18 (4) 自転車利用環境の総合的整備

② 自転車等駐車場の整備促進(表題の内容((4)自転車利用環境の総合的整備)と関連がないので、不适当であるので削除、または関連づける記述必要)

(5) 交通需要マネジメントの推進(表題の内容(【第2の柱】道路交通環境の整備)と関連がないので、不适当であるので削除、または関連づける記述必要)

意見照会に対する審議会委員からの回答と市の考え方

○意見提出委員 1名

○意見提出件数 1件

番号	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	街頭での啓発の際に反射材などをただ配るだけでなく、その場で取り付けるようにするなどして、市民一人ひとりに交通安全意識を持ってもらうことが事故の抑止に繋がると思う。	具体的な施策の提案として参考にさせていただきます。	無

意見照会に対する関係機関からの回答と市の考え方

○意見照会先

関東運輸局 千葉運輸支局
 関東運輸局 鉄道部技術第一課
 関東地方整備局 千葉国道事務所
 千葉県 生活・交通安全課
 市川警察署
 行徳警察署

○意見提出件数

千葉運輸支局 1 件

番号	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	第9次千葉県交通安全計画にて追加となった、第3の柱(9)③「高齢運転者等専用駐車区間制度の円滑な導入」が御市の計画素案で盛り込まれていない理由は。	当初は、市川市内に同区間が存在しないために素案から削除しましたが、高齢者の交通安全という観点から必要であると判断し、計画案には盛り込むこととしました。	有 P.19 (7)総合的な駐車対策の推進 ①… ②… ③高齢運転者等専用駐車区間の整備 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知徹底を図るとともに、同区間の整備を検討する。

第 9 次市川市交通安全計画(案)における素案からの内容変更点

素案	案	変更理由
<p>まえがき</p> <p>市川市は、計画に基づき、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを効果的に推進し、交通事故のない社会の実現に努めていきます。</p>	<p>まえがき</p> <p>市川市は、計画に基づき、交通安全に関する施策を具体的に に定め、これを効果的に推進し、交通事故のない社会の実現に努めていきます。</p>	<p>交通安全計画の中で具体案を定める、という誤解が生じる恐れがあるため。</p>
<p>P.5</p> <p>2 交通安全計画における目標</p> <p>市川市の究極の目標は、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である平成 27 年までに、以下の数値を本市の目標として取り組んでいく。</p>	<p>P.5</p> <p>2 交通安全計画における目標</p> <p>市川市の究極の目標は、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である平成 27 年までに、以下の数値を本市の抑止目標として取り組んでいく。</p>	<p>「目標」はあくまでもゼロであり、数値の目標は最低限の目標値という意味であるため。</p>
<p>P.5</p> <p>○ 交通事故死者数の目標 24 時間死者数の目標 根拠</p> <p>○ 交通事故死傷者数の目標 死傷者数の目標 根拠</p>	<p>P.5</p> <p>○ 交通事故死者数の目標 24 時間死者数の目標 根拠参考</p> <p>○ 交通事故死傷者数の目標 死傷者数の目標 根拠参考</p>	<p>記載されていた「根拠」は千葉県計画には記載されておらず、市川市交通安全計画において数値目標を算出する際に「参考」にしたものであるため。</p>

素案	案	変更理由
<p>P. 6</p> <p>【第2の視点】 歩行者・自転車の安全確保</p> <p>このような情勢等を踏まえ人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。</p>	<p>P. 6</p> <p>【第2の視点】 歩行者・自転車の安全確保</p> <p>このような情勢等 <u>こうした必要性</u>を踏まえ人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。</p>	<p>記述内容の明確化のため。</p>
<p>P. 7</p> <p>【第4の視点】 地域でつくる交通安全</p> <p>市川市内の交通事故は、その約6割が自宅周辺の事故となっている。</p>	<p>P. 7</p> <p>【第4の視点】 地域でつくる交通安全</p> <p>市川市内の <u>歩行者及び自転車の交通事故による死傷者</u>は、その約 6割 <u>半数</u>が 自宅周辺の事故となっている。 <u>から500m以内で事故に遭っている。</u></p>	<p>記述内容の明確化のため。</p>
<p>P. 10</p> <p>(4)① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進</p> <p>自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であるが、近年、自転車の歩道での暴走や携帯電話の使用などの通行実態、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっており、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっている。</p>	<p>P. 10</p> <p>(4)① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進</p> <p>自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であるが、近年、自転車の歩道での暴走や <u>乗車時</u>携帯電話の使用などの通行実態 <u>や</u>、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっており、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっている。</p>	<p>記述内容の明確化のため。</p>

素案	案	変更理由
<p>P. 11</p> <p>⑥ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進</p> <p>転倒時に自ら防御姿勢を取ることが困難な幼児・児童等が転倒事故の際に頭部を負傷するリスクが高いことから、万一の事故の際に頭部への衝撃を緩和する自転車乗車用ヘルメットの着用等について広報するとともに、小学校等と連携して自転車乗車用ヘルメットの着用推進を図る。</p>	<p>P. 11</p> <p>⑥ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進</p> <p>転倒時に自ら防御姿勢を取ることが困難な幼児・児童等が転倒事故の際に頭部を負傷するリスクが高いことから、万一の事故の際に頭部への衝撃を緩和する自転車乗車用ヘルメットの着用等について広報するとともに、小学校等と連携して自転車乗車用ヘルメットの着用推進を図る。</p>	<p>記述内容の簡素化のため。</p>
<p>P. 17</p> <p>② 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。</p> <p>ア 地域間交流を支える道路の整備</p> <p>渋滞対策をはじめ、日常生活に密着した道路などについて整備を推進する。</p>	<p>P. 17</p> <p>② 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。</p> <p>ア <u>県内外</u>の地域間交流を支える道路の整備</p> <p>渋滞対策をはじめ、日常生活に密着した道路などについて整備を推進する。</p>	<p>記述内容の明確化のため。</p>

素案	案	変更理由
<p>P. 19</p> <p>(7) 総合的な駐車対策の推進</p> <p>①…</p> <p>②…</p>	<p>P. 19</p> <p>(7) 総合的な駐車対策の推進</p> <p>①…</p> <p>②…</p> <p><u>③高齢運転者等専用駐車区間の整備</u></p> <p><u>高齢運転者等専用駐車区間制度の周知徹底を図るとともに、同区間の整備を検討する。</u></p>	<p>当初は、市川市内に同区間が存在しないために素案から削除したが、高齢者の交通安全という観点から必要であると判断したため。</p>
<p>P. 27</p> <p>第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向</p> <p>踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであるため、立体交差化に向けた検討の交通安全対策を積極的に推進する。</p>	<p>P. 27</p> <p>第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向</p> <p>踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであるため、立体交差化に向けた検討<u>等</u>の交通安全対策を積極的に推進する。</p>	<p>記述内容の明確化のため。</p>